

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 7月 25日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カワモト川本サービス株式会社
 住所 東京都文京区小石川五丁目32番8号
フリガナ代表者氏名 ダイエウトリシマリヤク タカツ サトル代表取締役 高津 悟
 電話番号 03-4526-0691
 FAX番号 03-4526-0693
 メールアドレス honsha@kawamoto-service.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5年 7月25日

届出者

氏名又は名称 川本サービス株式会社
住 所 東京都文京区小石川五丁目32番8号
代表者氏名 代表取締役 高津 悟

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カワモト カブシキカイシャ カンサイシテン 川本サービス株式会社 関西支店		
住 所	大阪市東淀川区瑞光三丁目8番20号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク タカツ サトル 代表取締役 高津 悟		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の名称	川本サービス株式会社 大阪営業所	川本サービス株式会社	
事業者の住所	大阪市東淀川区瑞光三丁目8番20号	東京都文京区小石川五丁目32番8号	
事業所の名称	川本サービス株式会社 大阪営業所	川本サービス株式会社 関西支店	
役員の氏名		代表取締役 高津 悟 取締役 立松 俊夫 取締役 川本 彰三 監査役 榛葉 雄一郎	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 7月 25 日

申請者

氏名又は名称 川本サービス株式会社

住 所 東京都文京区小石川5丁目32番8号

代表者氏名 代表取締役 高津 悟

奈良市水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都文京区小石川五丁目32番8号
川本サービス株式会社

会社法人等番号	1800-01-035322
商号	川本サービス株式会社
本店	東京都文京区小石川五丁目32番8号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う
会社成立の年月日	平成6年9月9日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>ポンプ一式、及びその関連製品の据付、試運転、調整及び保守</u> 2. <u>鋼材の加工</u> 3. <u>前1項及び2項に関連する設備工事、電気工事、管工事、土木工事の設計、 施行及び監理</u> 4. <u>前1項、2項、3項に関連する製品、部品、調整液（医薬用外毒物及び劇薬を含む）及び計器、工具の販売</u> 5. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. ポンプ一式、及びその関連製品の据付、試運転、調整及び保守 2. 鋼材の加工 3. 前1項及び2項に関連する設備工事、電気工事、管工事、土木工事の設計、 施工及び監理 4. 前1項、2項、3項に関連する製品、部品、調整液（医薬用外毒物及び劇薬を含む）及び計器、工具の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 2年 6月10日更正</p>
発行可能株式総数	2400株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1200株
資本金の額	金6000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株主は、その株式の譲渡または取得について、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

役員に関する事項	取締役	<u>高 津 悟</u>	平成29年10月31日重任 平成29年11月9日登記
	取締役	<u>高 津 悟</u>	令和1年10月31日重任 令和2年2月28日登記
	取締役	<u>高 津 悟</u>	令和3年10月29日重任 令和4年7月25日登記
	取締役	<u>立 松 俊 夫</u>	平成29年10月31日重任 平成29年11月9日登記
	取締役	<u>立 松 俊 夫</u>	令和1年10月31日重任 令和2年2月28日登記
	取締役	<u>立 松 俊 夫</u>	令和3年10月29日重任 令和4年7月25日登記
	取締役	<u>川 本 彰 三</u>	平成29年10月31日重任 平成29年11月9日登記
	取締役	<u>川 本 彰 三</u>	令和1年10月31日重任 令和2年2月28日登記
	取締役	<u>川 本 彰 三</u>	令和3年10月29日重任 令和4年7月25日登記
	名古屋市昭和区汐見町81番地 代表取締役	<u>高 津 悟</u>	平成29年10月31日重任 平成29年11月9日登記
	名古屋市昭和区汐見町81番地 代表取締役	<u>高 津 悟</u>	令和1年10月31日重任 令和2年2月28日登記
	名古屋市昭和区汐見町81番地 代表取締役	<u>高 津 悟</u>	令和3年10月29日重任 令和4年7月25日登記

東京都文京区小石川五丁目3番8号
川本サービス株式会社

	監査役 岩手 僚 治	平成28年10月31日就任
		令和 1年10月31日辞任
		令和 2年 2月28日登記
	監査役 榛 葉 雄 一 郎	令和 1年10月31日就任
		令和 2年 2月28日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成28年11月1日名古屋市中区大須四丁目11番39号から本店移転 平成28年11月15日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 5年 6月16日
名古屋法務局
登記官

藤 田 光 信



定 款

(平成28年10月31日変更)

川 本 サ ー ビ ス 株 式 会 社

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和 5年 7 月 25 日

申請者

川本サービス株式会社

代表取締役 高津 悟



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、川本サービス株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ポンプ一式、及びその関連製品の据付、試運転、調整及び保守
2. 鋼材の加工
3. 前1項及び2項に関連する設備工事、電気工事、管工事、土木工事の設計、施工及び監理
4. 前1項、2項、3項に関連する製品、部品、調整液（医薬用外毒物及び劇薬を含む）及び計器、工具の販売
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、「官報」に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(譲渡制限)

第8条 当社の株主は、その株式の譲渡または取得について、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社は当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨、及びその申込みの期日の決定は、取締役会の決定によって定める。

(株主名簿への記載)

第11条 ①当社の株式につき株主名簿への記載を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、提出しなければならない。

②譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求により、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第13条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 ①当社は、毎年8月31日最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第15条 ①当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

②当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第16条 ①当社の定時株主総会は、毎事業年度末終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にその都度これを招集する。

②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③株主総会を招集するには、会日より1週間までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 ①株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②議長は株主総会の秩序を維持し議事を整理する。

③議長は株主総会の秩序を乱す者に対し、秩序に従うべき旨を命ずるほか、その命に従わざる者を退場させることができる。

(決議方法)

第19条 ①株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主の提案権)

第20条 株主が株主総会の目的事項又は議案につき、提案しようとするときは、会日の6週間前に書面により請求しなければならない。

(株主総会の決議の省略)

第21条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第23条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印し、当会社に保存する。

第4章 取締役・監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第24条 取締役は7名以内、監査役は2名以内とする。

(資格)

第25条 ①当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

②前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(選任方法)

第26条 ①取締役及び監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④執行役員は取締役会において選任する。

(任期)

第27条 取締役の任期は、選任後2年以内の、また監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

③補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

②取締役会は、その決議によって社長1名を、必要に応じて会長・専務取締役及び常務取締役を各1名選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第29条 ①取締役会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

②取締役会の召集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の時にはこれを短縮することができる。

③ただし、法令に別段の定めがある場合には、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

④取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、その過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 取締役会の決議は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し議長並びに出席した取締役が記名押印する。

(報酬及び退職慰労金)

第33条 取締役及び監査役の報酬等はこれを区分して株主総会の決議によって定める。

(監査役の監査の範囲の限定)

第34条 監査役は会計に関するものに限り監査を行う。

第5章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。決算は、毎年事業年度末日に行う。

(期末配当金)

第36条 株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第37条 取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

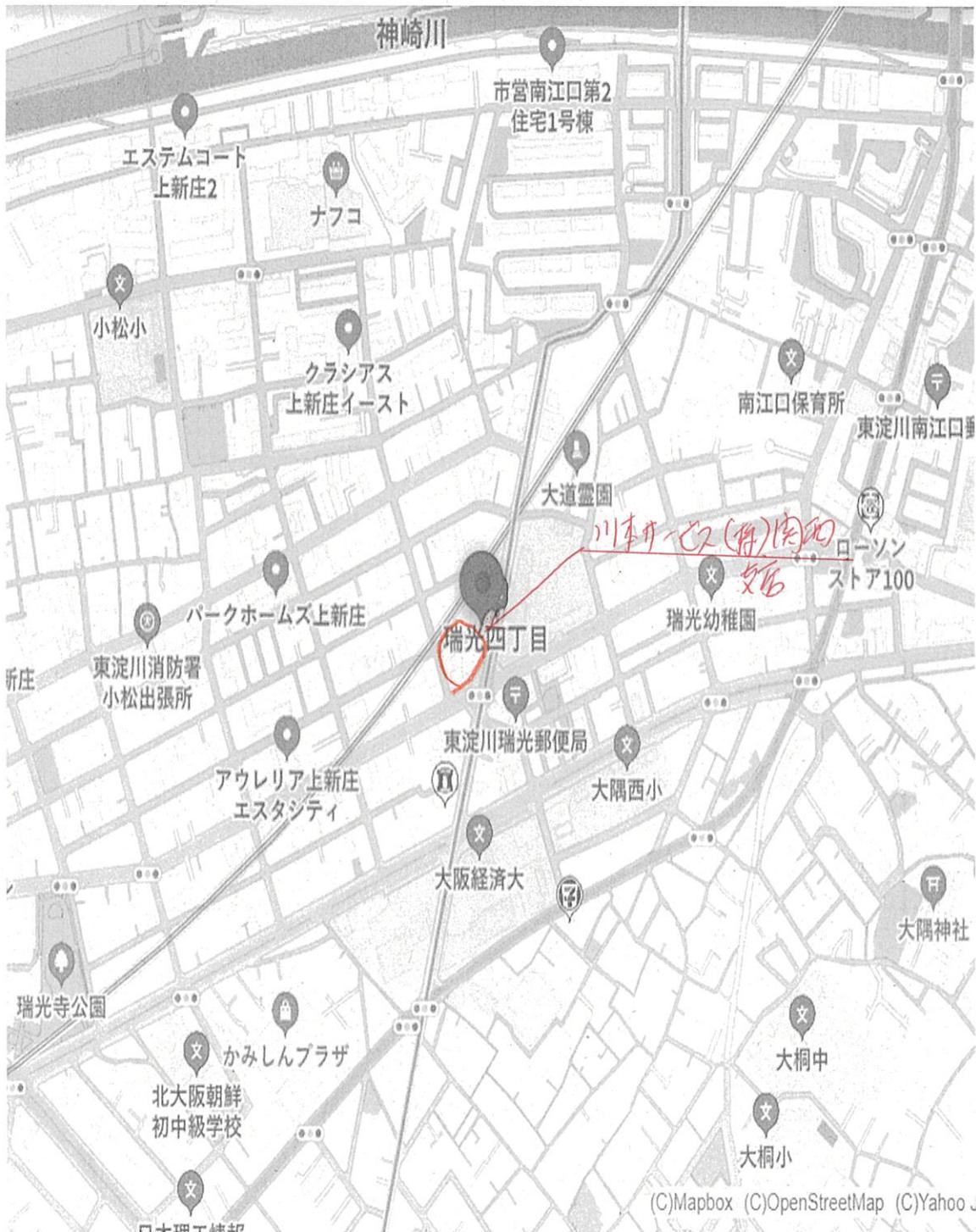
第38条 ①期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

付 則

第1条 この定款の変更は平成28年11月1日から効力が生ずるものとする。

平成 6年 9月 9日	制定
平成 7年 9月20日	一部変更
平成10年10月30日	”
平成17年10月31日	”
平成18年10月31日	”
平成28年10月31日	”



神崎川

市営南江口第2
住宅1号棟

エステムコート
上新庄2

ナフコ

小松小

クラシマス
上新庄イースト

南江口保育所

東淀川南江口

大道霊園

ローソン
ストア100

川本町2(新)南西

瑞光幼稚園

瑞光四丁目

パークホームズ 上新庄

東淀川消防署
小松出張所

東淀川瑞光郵便局

大隅西小

アウレリア 上新庄
エスタシティ

大阪経済大

大隅神社

瑞光寺公園

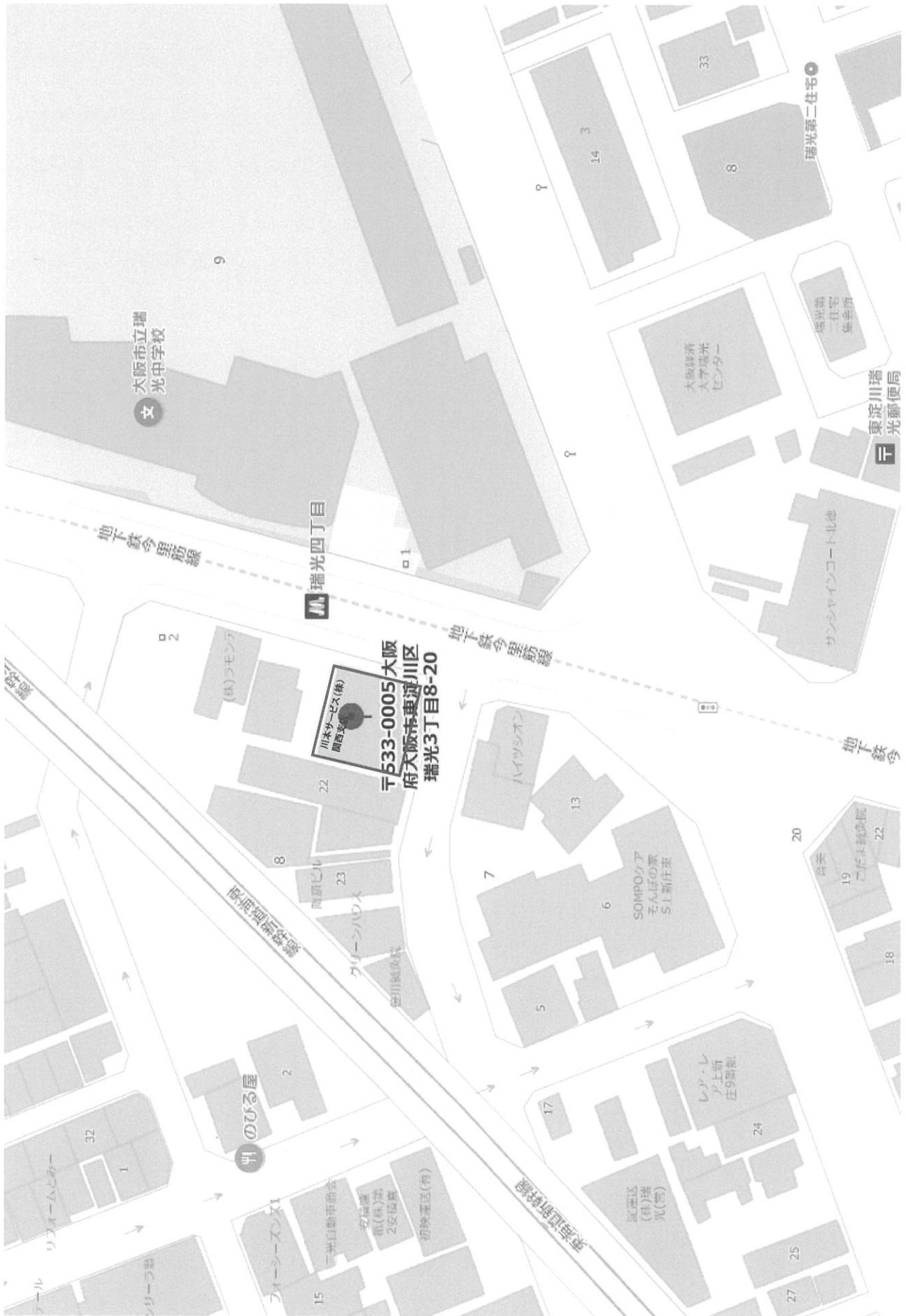
かみしんプラザ

大桐中

北大阪朝鮮
初中級学校

大桐小

(C)Mapbox (C)OpenStreetMap (C)Yahoo J



〒533-0005 大阪府大阪市東淀川区
瑞光3丁目8-20

瑞光四丁目

大阪市立瑞光中学校

瑞光第二住宅

東淀川橋
光郵便局

川本カービス(株)
関西支店

のびる屋

レオ・レゾ上新庄9階

SOMPOシア
そんぼの家
5F新庄

グリーンハウス

ハイマンション

音楽
こども教育館

ライフホームとカー

フィッシュスズ1
二光自動車商会
和(株)第2女信業
初鉄運送(有)

紀西込(株)環光(有)

2

8

22

23

7

5

13

6

20

19

22

18

32

1

15

17

24

25

27

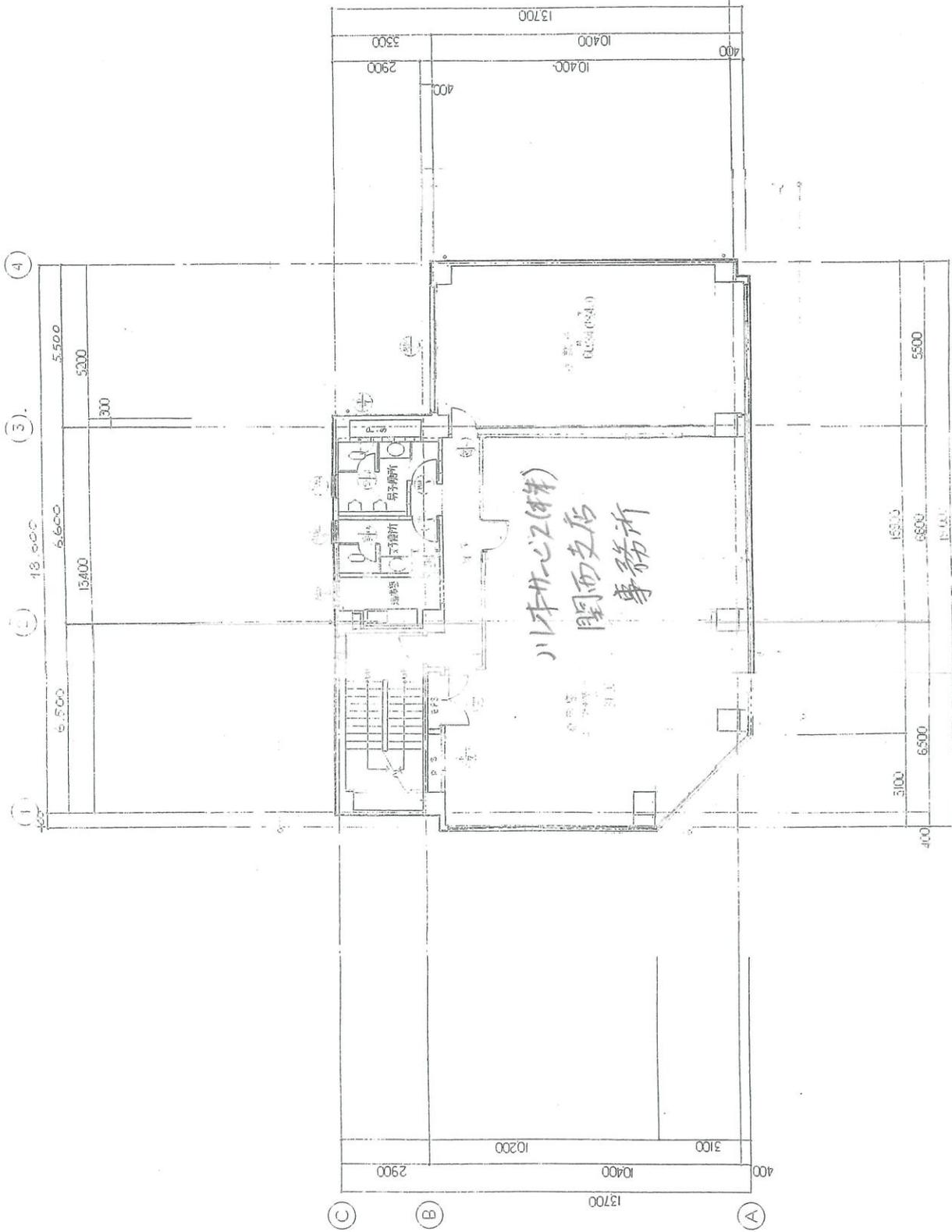
9

14

3

33

8



A-7

清水建設株式会社 建築士事務所
 2024.2.17
 1:1.0
 3階平面図

清水建設株式会社 建築士事務所

記
 号



事業所建物全景



玄関



事業所